

認可外保育施設の指導監督基準【概要版】



第1. 保育に従事する者の数及び資格

保育することができる乳幼児の数

- 原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。
- ただし、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

<注意ポイント!>

保護者の同意は、書面やメール等で記録を残してください。

保育従事者の資格

- 保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修※を修了した者であること。

- 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

※…具体的には、自治体が主催する子育て支援員研修（地域保育コース）、（公社）全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修のこと。

<注意ポイント!>

この項目は、基準を満たしていない事業者が多い部分となります。

については、有資格者ではない方は、以下のいずれかの研修を受講願います。

(1) 研修名：ベビーシッター養成研修

開催者：公益社団法人全国保育サービス協会

申込方法等：以下のホームページから申込をお願いします。

※HP：<http://acsa.jp/htm/training/>

※「公益社団法人全国保育サービス協会 ベビーシッター養成研修」にて検索

(2) 研修名：千葉市子育て支援員研修

開催者：千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課

申込方法：別途メール R6.5.27「千葉市 子育て支援員研修【前期】（一部オンライン研修）受講者募集のお知らせ」にて御案内しております。前期は募集を終了しておりますが、後期も開催予定です。ご不明な点等は、お問合せ願います。

第 2. 保育室等の構造、設備及び面積

- 居宅訪問型保育事業を目的とする施設（ベビーシッター）については、乳幼児の居宅等で保育を行うことから、乳幼児の居宅等については広さ等の要件なし。
- しかし、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品（玩具、救急用品）等を備えるよう、保護者に協力を求めること。

第 3. 非常災害に対する措置

- 火災や地震などの災害発生時における対処方法等[※]をあらかじめ検討し、実施すること。

※…緊急時の対応や保護者への連絡方法の確認、避難経路や消火用具等の場所の確認等。

<注意ポイント!>

「…実施すること」とは、以下を例として、非常災害発生時を想定した配慮が考えられます。

- 避難経路や消火用具の場所の確認
- 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をする、等

第 4. 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件

- 居宅訪問型保育事業を目的とする施設（ベビーシッター）については、基準なし。
- ただし、火災や地震などの災害の発生に備え、定期的に避難及び消火に対する訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることに特に留意が必要であること。

第 5. 保育の内容

保育の内容

- 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育を行うこと。[※]
- 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮すること。
- 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されていること。
- 乳幼児に対し漫然とテレビやビデオを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

※…各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、乳幼児への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を理解することが不可欠であること。

[乳児(1歳未満児)]

- ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・ 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[1歳以上3歳未満児]

- ・ 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・ 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・ 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・ 一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

[3歳以上児]

- ・ この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

(3歳児)

- 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

(4歳児)

- 自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

(5歳児)

- 自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

(6歳児)

- 探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが活かされるようにすること。

保育従事者の保育姿勢等

- 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として適切な姿勢であること。
- 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めること。^{※1}
- 乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、人権に十分配慮すること。^{※注意P!}
- 乳幼児の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。^{※2}

※1…保育に従事する者に関する研修（都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等）への参加が望ましい。

研修については、保育に従事する前に受講すること、また、質の向上のため、定期的に参加することが望ましい。

※2…虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

《専門機関からの助言を要する場合の例》

- ・心身の発達に遅れが見られる場合
- ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

<注意ポイント!>

○乳幼児の人権に対する十分な配慮がなされているか。

- 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮してください。

「遊びの一環で」、「寝かしつけのため」、「しつけのため」と称するか否かを問わず、児童に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為です。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはいけません。

○虐待・不適切な保育に関する事例※他の自治体による。

- ・令和2年6月：保育者が、女子児童の下半身をさわったとして、強制わいせつ容疑で逮捕。
- ・令和3年10月：保育者が、乳児が横たわっているベビーラックを、何度も前後に激しく揺さぶるという報道があった。
- ・令和4年8月：保育者が、男子児童の下半身をさわる行為やスマートフォンで撮影する行為をして、強制わいせつ罪等で懲役20年の有罪判決。

○保育者による虐待・不適切な保育の例

<身体的な虐待・乱暴なかかわり>

- ・しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- ・食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- ・寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
- ・バウンサー・ベビーラックを激しく揺らす。
- ・児童の腕や衣服などを掴んで引っ張る。

<心理的な虐待・人格を尊重しないかかわり>

- ・「お前」、「ばか」、「かわいくない」など、人格を無視した言葉や傷つけるような言葉を投げかける。
- ・「早く寝てよ」、「〇〇しなさい」など、物事を強要するような言葉を投げかける。
- ・「おやつを抜きにするよ」など、罰を持ち出して脅すような言葉を投げかける。
- ・大きな声を出したり、おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を萎縮させる。

<性的な虐待>

- ・児童を裸にして保育者が、個人的に児童の写真をとる。
- ・午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
- ・着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為をする。
- ・愛情表現やスキンシップと称して、児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為をする。

<ネグレクト>

- ・汚れたオムツを替えずそのままにする。
- ・ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。

<注意ポイント!>

この項目は、「研修の受講」、「乳幼児の人権への配慮」、「児童相談所等との連携」を観点に、基準を満たしていない事業者が多い部分となります。

こども家庭庁において、保育の質の向上を目的として、以下の協会を通じて、研修を実施しておりますので、ご活用ください。

○公益社団法人全国保育サービス協会

以下のホームページから研修内容をご覧のうえ、申込をお願いします。

※HP:<http://acsa.jp/htm/training/>

※「公益社団法人全国保育サービス協会 研修会」にて検索

保護者との連絡等

- 連絡帳等により保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう、緊急連絡先を把握しておくこと。
- また、かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握しておくこと。

第 6. 給食（食事の提供を行う場合のみ）

衛生管理の状況

- 食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。*

※…衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第1号通知)」
「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成 22 年 3 月厚生労働省)及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存
及び取扱いに関するガイドライン(世界保健機関国連食糧農業機関共同作成・2007 年)」を参考にすること。

食事内容等の状況

- 乳児にミルクを与えた場合にゲップをさせることや、離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど、乳児に対する配慮を適切に行うこと。
- アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

第 7. 健康管理・安全確保

乳幼児の健康状態の観察

- 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けること。
<注意ポイント!>視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等です。
- 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われていること。また、保護者へ乳幼児の状態を報告すること。

保育従事者の健康診断

- 健康診断を1年に1回受けていること。
- 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施していること。

<注意ポイント!>

この項目は、基準を満たしていない事業者が多い部分となります。

については、医療機関での受診を行い、検査結果は、適切に保管してください。

感染症への対応

- 手指の衛生や咳エチケットの実施等、感染予防のための対策が行われていること。

乳幼児突然死症候群に対する注意

- 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。[※]
- 保育中は禁煙を厳守すること。

※……仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。

安全確保

■乳幼児の安全確保に配慮した保育を実施すること。*

<注意ポイント!>

この項目は、基準を満たしていない事業者が多い部分となります。

別途メール R4.12.26 付け「(周知)認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」にて御案内のとおり R5.4.1 から「安全計画」の策定が義務付けられました。

については、市HPにて、以下を掲載しておりますので、主旨を理解のうえ、作成願います。

- ・「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項について」
- ・「安全計画(参考様式)」
- ・「安全計画(記載例)」

※「千葉市 認可外保育施設」にて検索の上、「設置を予定する方へ」及び「ベビーシッターを開始される方へ」をご覧ください。

■事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理を図ること。

■不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備すること。

■事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講すること。

<注意ポイント!>

この項目は、基準を満たしていない事業者が多い部分となります。

定期的に、心肺蘇生法等の実技講習を受講してください。受講証や研修修了証により確認します。

御参考として、以下を御案内いたしますので、受講の検討をお願いします。

「日本赤十字社 千葉県支部 支援員養成講習」にて検索(以下、URL)

※<https://www.chiba.jrc.or.jp/lecture/child/yosei.html>

「千葉市防災普及公社 普通救命講習Ⅲ」にて検索(以下、URL)

※<https://chiba-bfk.or.jp/ct02/>

■賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

<注意ポイント!>

○賠償すべき事故が発生した場合に、損害補償を速やかにできるように備えてください。

■事故発生時には速やかに当該事実を速やかに千葉市幼保指導課に報告すること。

■事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

■死亡事故等の重大事故が発生した場合は、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

※…施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省)を参考にすること。特に、睡眠中、食事中、水遊び中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。

第 8. 利用者への情報提供

施設及びサービスに関する内容の提示

■以下の事項について、書面等による提示等がされていること。

- a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
- b 事業所の名称及び所在地
- c 事業を開始した年月日
- d 保育提供可能時間
- e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（これらの事項に変更が生じたことがある場合は当該変更のうち直近のもの内容及びその理由）
- f 利用定員
- g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況
- h 設置者の研修の受講状況
- i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- j（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- k 緊急時等における対応方法
- l 非常災害対策
- m 虐待の防止のための措置に関する事項
- n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

<注意ポイント!>

別途メール R6.2.1 付け「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正等に伴う子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）への施設情報の登録についてにて御案内のとおり、R6.4.1 から「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」への掲載が義務化されました。現時点において、上記のメールによる回答が無い方に関しては、掲載情報の不足または未掲載となっております。

については、当該指導監督基準を満たすには、掲載情報の追記等が必要となりますので、ご承知おき願います。ご不明な点等ございましたら、恐れ入りますが、御連絡のほどお願いします。

サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

■以下の事項について、利用者に書面等による交付がされていること。

- a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- c 事業所の名称及び所在地
- d 事業所の管理者の氏名
- e 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- g (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

<注意ポイント!>

この項目は、基準を満たしていない事業者が多い部分となります。

については、利用者に対して、上記の契約内容を記載した書面等を交付しているか確認願います。

なお、「書面(紙)」のみではなく、電子情報(例 メール)による対応も可能としております。

※参考様式として、契約内容の書面を、市HPにて掲載しておりますので、ご活用ください。

「千葉市 認可外保育施設」にて検索の上、「ベビーシッターを開始される方へ」をご覧ください。

サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明

■サービスを利用するための契約の内容等について、適切に説明が行われていること。

第 9. 備える帳簿等

利用乳幼児に関する書類等の整備

- 資格を証明する書類(写し)等が備えられていること。
- 以下の事項について、確認できる書類が備えられていること。
 - a 利用乳幼児の氏名
 - b 保護者の氏名
 - c 利用乳幼児の生年月日
 - d 利用乳幼児の健康状態
 - e 保護者の連絡先
 - f 乳幼児利用記録並びに契約内容等

